

# 教育委員会議事録

令和元年9月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録  
(令和元年9月定例会)

- 1 日 付 令和元年9月27日（金）
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 松樹 俊弘  
教育委員 海野 恵子 教育委員 平井 照江  
教育委員 酒井 道子
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 萩原 明美  
参事兼教育総務課長 中込 紀美子 就学支援課長兼指導主事 小林 丈記  
参事兼教育支援課長 和田 修二 教育支援課教育支援担当課長 浅井 大輔  
学び支援課長 外村 智昭 就学支援課長補佐兼就学支援係長 小野沢 孝子
- 5 書 記 教育総務課総務係長 栗本 欣幸 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件  
日程第1 報告第21号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について  
日程第2 報告第22号 海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正について  
日程第3 議案第26号 海老名市スクールライフサポート実施要綱及び海老名市要保護者就学援助費支給要綱の一部改正について
- 8 閉会時刻 午後3時35分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会9月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴者につきましては、教育委員会会議規則第19条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

今会の署名委員は、松樹委員、海野委員、それぞれよろしくお願いいたします。

---

○伊藤教育長 それでは初めに、**教育長報告**をいたします。

初めに、主な事業報告でございます。

8月23日(金)は、教育委員会8月定例会がございました。市長定例記者会見があった、その夜に成人式実行委員会が行われたところでございます。今年も成人式の準備が始まったところでございます。今年も応募があって、9名の実行委員で進んでいるところでございます。

26日(月)は、海老名市学校給食検討委員会(文書あいさつ)でございます。

27日(火)は、第二学期始業式がありまして、朝のあいさつ運動(今泉中学校)に行っており、その日に海老名市修学旅行検討委員会が行われたところでございます。

28日(水)は、週部会と校長会予算要望ヒアリングがございました。

29日(木)は、市議会第3回定例会本会議(開会)、9月議会が始まりました。英語教育研修会(社家小学校)に行きました。新たな学校づくり推進委員会がございました。

30日(金)は、8月中ですけれども、9月校長会議がありました。神奈川県特別支援学校知的障害教育研究会の担当者あいさつということで、去年、今年と文化会館で会議がありまして、そこで海老名市の支援教育の先生方が一緒に研修するというので、研究会の方々はできれば来年も海老名でやりたい、海老名は集まりやすいので、海老名のホールに来て毎年やりたいということでご挨拶がありました。私は私で、毎年海老名に集まって会議をすることが恒例になったら、それはそれで、海老名市の支援教育も盛んになるかなと思って、前向きに考えているところでございます。続きまして、教育支援センター打合せ、代表質疑部内ヒアリングがありました。

31日(土)は、「ひきこもりの理解と支援」講演会がありました。相模原市で、ひきこ

もりの支援をしているコーディネーターの方が来て、講演をいただきました。えびな文化財探究舎講演会ということで、涅槃図入門講座でございます。文化財関係のイベントを催すと、参加する人がすごくいっぱいいるのですよ。興味を持っている人がとても多いなどびっくりしているところでございます。みんな一生懸命聞いていました。続いて、単位PTA会長会があったところでございます。

9月2日（月）は、教育委員会辞令交付ということで、今日もう既にいますけれども、栗本総務係長が来られたので、その辞令を交付しました。代表質疑市長ヒアリング、「あきば」での図書取次を開始したところでございます。

3日（火）は、学校給食異物混入事案対応がありました。エビシューマイの中に異物が入っていたということについては、またご報告申し上げたいと思っています。指導主事向け情報教育講演会と学校ICT活用推進協議会ということで、学校ICTの活用について、今なぜここまで国が推し進めているのか、それから今後どうなるのかということを検証したところでございます。

4日（水）は、市議会第3回定例会本会議（代表質疑）、その日の夜に一般質問の通告が出てきますので、一般質問部内調整を行いました。週部会がありました。

続いて、5日（木）は、9月教頭会議がございました。「あきば」図書取業務視察（TVK取材）が入ったところでございます。一般質問部内ヒアリングがございました。

6日（金）は、全国学力・学習状況調査基礎資料説明会ということで、教育部内の説明会です。そして、台風15号に関する情報連絡会がありました。

7日（土）は、第3回総合教育会議に皆さんにも来ていただきました。親子ナイトウォークラリー、無事に済ませることができました。

ただ、その次から、8日（日）、9日（月）と台風15号災害警戒対策本部で、千葉県の方では今でも復旧がおくれているところがあるようですけれども、海老名市ですと学校の木々が大分倒れたりして、その対応をしているところでございます。

9日（月）は、台風15号対応（登校2時間遅れ）ということで、学校には2時間かけて子どもたちを迎える準備をしてもらいました。その日も朝の段階でかなり倒木等がありましたので、2時間かけてよかったと思います。相模国分寺跡でも倒木で道路を塞いだりするので、教育委員会のさまざまな施設も、木があつたりすると、その対応をせざるを得なかったところでございます。よりよい授業づくり特別版（有鹿小学校）ということで、田村教授をお招きした授業研究がありました。

10日（火）は、通学路安全パトロール（杉本小学校）、それからよりよい授業づくり特別版（大谷小学校）ということで、同じように田村教授に来ていただきました。

11日（水）は、文教社会常任委員会（9月補正）でございます。

12日（木）は、おはなしたまてばこ視察（杉久保小学校）、また19日（木）もおはなしたまてばこ視察（有鹿小学校）があるのですけれども、おはなしたまてばこの方々が各学校を回って、子どもたちにお話し会をしていただいています。ぜひ聴きに来てくださいと言われたので行ったのですけれども、実を言うと、私も約40年前、杉久保小学校で教員をしていた頃に、子どもたちと一緒に聞いていて、すごく楽しかった思い出がありました。子どもは案外お話を真剣に聴いていて、それがすごいなと思って。そのころ、私は5、6年生しか持たなかったもので、6年生の子どもを連れていくと、図書室で必死になって昔話を聞くから、これは良いなと思ったことを覚えています。

海老名青年会議所朝会訪問打合せということで、10月に入ると中学校で朝会講和をするのですけれども、海老名青年会議所の会員で、30代、40代の海老名で働いている人たちに朝会で話をしてもらいたいと考えて、打ち合わせをしたところでございます。十五夜豆腐寄贈セレモニー（有鹿小学校）で、今年も小学生全員に豆腐の寄贈をいただいたところでございます。

13日（金）は、一般質問部内調整です。

14日（土）は、中学校体育祭がありました。

17日（火）、18日（水）は、市議会第3回定例会本会議（一般質問）があり、対応いたしました。

19日（木）は、先ほども申し上げましたおはなしたまてばこ（有鹿小学校）です。

20日（金）は、通学路安全パトロール（杉久保小学校）、歴史絵手紙審査会ということで、私は私で、皆さんは皆さんで審査したのですけれども、やっぱり同じようなものが選んでいるなと後で思ったところでございます。それから、教育課題研究会、ありがとうございました。この日は教育委員会9月臨時会もありました。

21日（土）は、叙勲祝賀会がございました。

22日（日）は、東柏ヶ谷小学校地区市民レクリエーション大会に行きました。

24日（火）は、文教社会常任委員会（決算審査）で、委員会で承認をいただいて、今日の本会議でも承認をいただいたところでございます。

25日（水）は、週部会、MOA美術館海老名市児童絵画作品展実行委員会（審査）を行

ったところでございます。

26日（木）は、最高経営会議がございました。

27日（金）は、市議会第3回定例会本会議（閉会）、教育委員会9月定例会ということでございます。

それでは、皆さんからご質問、ご意見等ありましたらお出してください。

**○酒井委員** 台風のと看、夜中になってからの雨風がすごく激しくて、びっくりしたのですけれども、施設とかに特に大きな被害がなかったのはよかったと思います。少しコースがずれば、千葉県のような被害を海老名市が受けていても不思議ではなかったのかなと思っています。停電が大きな困り事のひとつとして報道されていますけれども、停電になったときの対策はどのようになっているのか、聞いてもいいですか。

**○伊藤教育長** 学校とも話したのですけれども、その日、大谷中学校と上星小学校は実際に停電しました。学校はだんだん暑くなるし、停電なので、うちは休校にしてほしいという相談もあったのですけれども、急に休校にはできないので、とにかくまず子どもたちを迎え入れてくださいと指示しました。停電になったら家にも同じなので、むしろ学校に来てもらってくださいということにして、状況を見て、給食は出せるとのことでしたので、給食を食べたら帰るような形も考えていました。そうしたら、教育委員会の職員が上星小学校に何人か行って、給食を持って回るのを手伝って、でも、やっぱり学校は学校で6年生の子たちが下の学年の子たちのものを運んだりして、子どもたちで協力し合っていました。その後、13時の状況、要するに午後になって復旧しましたので、通常どおりに戻しました。私としては、まずは今回みたいに2時間おくれでも1回学校には来ていただいて、お昼が供給できるかどうか、停電で給食もつukれないような状況なのか、それとも、急遽パンでもいいから出せるものなのか。そういったことを確認しながら学校の対応を考えるのが良いと思っています。

停電がずっと続くようであれば休校にせざるを得ないのですけれども、今回のケースの場合には1回学校に来て、全体を集めて、その後にこちらで対応するしかないかと思ます。ただ、トイレが、屋上に貯水タンクがあって、元々溜まっている分は流れるのですけれども、貯水分がなくなってしまうと、水を上に電気で上げないとトイレが流れなくなるのです。そうすると、体育館のトイレを使うしかない。現状で言うと体育館は自家発電、要するに避難所になることを想定していますので停電でも動くのですが、体育館のトイレ6個ぐらいに数百人が入ると考えるとちょっと厳しい。また、体育館の水もつくりによっ

ては本館の屋上に溜めたものから流れるかもしれないので、現状では台風のその時々  
の状況にもよるのですけれども、課題が色々と見えてきたところだと思います。校長会でも話  
しましたが、今後、停電になったときの対応については、学校も機能しなくなるので、ど  
うするかということは考えなければいけないと思っています。

○酒井委員 停電によって水が供給されないのは、何か手だてとかを打つことはできない  
ですか。

○伊藤教育長 学校ぐらいの規模だと、電源車が1校に1台ぐらい来てくれないと無理で  
す。だから、普通の小さい発電機だとどこか限定された場所、体育館で扇風機を回すと  
か、そういったことはできるけれども、学校全体の電源を供給するとなると難しい。

ただ、現状で電源車に19台来ていただくというのは、多分東京電力とかなんか、いろい  
ろなことを考えればそんなに持っていないし、病院とか、もっと緊急な場所、必要なほう  
に行くのではないかなと思います。だから、機能として、家庭にいるか、学校にいるかど  
ちらが良いかという話になります。だから、ご家庭にいて停電になったら、皆さんはどう  
お過ごしなのかと逆に聞きたいです。学校としては、子どもを帰すのは楽なことだし、  
来なければ来ないで対応がなくなるので、各家庭の扱いになると思います。

○松樹委員 今の停電の話ですが、今回はエリアが限定的というか、上今泉地区、大谷地  
区、国分地区という形でした。うちも最後まで停電があった地域なのですが、何もできる  
ことがなく、復旧を待つしかなかったのですが、すごく暑かったです。ただ、停電したのは  
本当に限定されたエリアでしたので、多分会社にも行かなければいけないような状況だ  
ったりすると、暑い中、子どもたちを家に残しておくよりは、とりあえずと言ったら変  
ですが、子どもは学校に行っていただくという方策が現状が一番良いのかなと思います。  
学校も停電しているとは思いますが。

それから、大規模に停電したときのマニュアルではないですけれども、どうやって動こ  
うかという、例えば市どとかでそういうマニュアルはどうなっているのかというのを、い  
い機会なのでもう1度確認して、校長先生とも共有して、どうしようか、どうしようか  
という話ではなくて、しっかり共有していくことが大切なのではないかなと思います。

○伊藤教育長 電話も通じませんので。

○酒井委員 そうなのですね。

○教育部長 特に市としては、避難所となる場所については非常用発電機が整備されてい  
ますので、一定の電力については供給できますけれども、じゃ、それで全て、先ほど教育

長がおっしゃったように学校全部、全ての電力を供給するような容量はありませんので、あくまでも非常時に避難所として一定の機能を果たせるような程度の電力容量しかないのが現状かと思います。

○伊藤教育長 大地震が来てそうなるようだったら、完全にその備えで対応するしかありません。子どもが数百人、学校にいる状況で避難所生活を行うことを想定して避難所運営訓練はしていないので、実際にそうなった時を考えると、先生たちはその子たちの対応をしなければいけないし、その子どもたちもトイレに行きたいとか、水を飲みたいとか言い出したときにどうするか。地域の人も入ってくるとなると、厳しい状況にはなると思います。だから、今回のような被害もあったけれども、各ご家庭で対応していただける部分はそれではそれで、ご家庭でどうにもならない状況の方は避難所をあける形での対応が理想です。学校に子どもがいる状況で被災することが実は一番難しい。子どもたちは、家庭である程度安全が確保された状態で家族と行動してくれるような状況のほうが、学校の負担はもちろん減ります。完全にもう夜中に停電しているなら休校です。回復しない状況では学校には来させられないので、そういう状況になればそういう判断もあります。

あとは、酒井委員が言ったように、たまたま今回は進路が東京湾のほうに入りました。それが海老名に直撃か、もうちょっと西側を通ると、千葉県と同じような状況が海老名でも起こったということは想定されます。

ちなみに、教育部長ほか3名がこどもセンターに泊まっていました。何かあっても、すぐ対応できるようにということで。

○松樹委員 8月31日に行われました「ひきこもりの理解と支援」講演会の出席者はどれぐらいでしたか。

○学び支援課長 応募があったのは20名で、全員出席で行われました。講演会後の相談会には、4名の方が参加されたという状況です。

○松樹委員 毎回ニーズが高まっているような状況で、今年度、多分2回ぐらいやっていたので、例えば回数を増やしてほしいとか、そういう要望は来ていたりはしますか。

○学び支援課長 毎回アンケート調査をやっておりまして、参加される方というのはかなり関心を持っている方になります。回数をふやせば、多分その回数分参加していただけるような見込みはありますので、その辺は今後また考えていきたいと思います。

○伊藤教育長 今は2回だけれども、回数に関してはスタッフの数も考慮しています。

○松樹委員 スタッフの数を言うのも心苦しいのですが、講演会は年2回、半年に一回でも、困っている方にとっては毎日のことですので、背中を押してくれる機会が多くあってくれるのであればとても良いかなと思ひまして、その辺も検討していただければと思ひます。よろしくお祈ひします。

○海野委員 今回、杉久保小学校と有鹿小学校でおはなしたまてばこのお話し会がされたということは、保護者としてはすごくうれしいのではないかなと思ひます。図書館に行けばおはなしたまてばこのお話し会が聴けるのですが、なかなかそこまで出向いていかれないお子さんも、おはなしたまてばここで本を読んでいただくことによつて、本に興味を持ったり、こういう物語が日本にもあったのねということに気づかされると思ひるので、こういうプロの方に読んでもらうことによつて、本のおもしろさに気づいてもらえてよかつたかなと思ひます。

○伊藤教育長 これは13校やつてゐるのだけ。

○学び支援課長 そうですね。

○伊藤教育長 全ての小学校を回つてゐますので。

○海野委員 もう1つ、海老名青年会議所の方に朝会でお話しに来ていただくというのは、子どもたちによつて、将来の仕事に興味を持つというか、将来の夢を見つける良い機会かなと思ひますので、すごくいいことだかなと思ひました。

○伊藤教育長 地域で活躍する色々な方々を朝会で紹介するというのが今年のテーマなのですが、例へばプロ野球選手とか、子どもたちは夢がいっぱひあるので、その夢に遭遇した人はいいのだけれども、私としては学区の近くのスーパーで働いてゐる人とか、頑張つてゐる地元企業の人とか、あと美容師をやつてゐる人とか、焼き鳥屋をやつてゐる人とか。できればその学校の出身者で、同じ空間を過ごして、10年後ぐらいに海老名で働いてゐる人に子どもたちの前に立つて話をしてもらいたいと思ひてゐます。だから、それぞれの仕事で、やりがいがあつて、このことを目指して一生懸命働いてゐるのだという生の声を聞けるのは、海老名青年会議所の方々はそういう方々が多いので、そのほうがいいかなと思ひてゐます。

来てくれる人には、茶髪だったら、もう茶髪のままで、ふだんの服装、格好で、ジーパンでも何でもいいから、今の自分のありのままの姿で、または働いてゐる姿で来てくれと言つてあります。

○海野委員 勇ましいお兄さんが来て、話してくれるんですね。

○伊藤教育長 10月からまた後期の分が始まりますので、後期もできるだけ海老名青年会議所の方々に頼もうかなと思っています。

ちなみに、前は内野市長に頼んだのですけれども、それも活躍する人ですから。

○平井委員 このところ続けて各学校でよりよい授業づくり特別版が実施されているのですが、先生たちの取り組みというか、そのあたりはいかがですか。

○教育支援課長 この取り組みにつきましては昨年度から始まったもので、学習指導要領が改訂された主体的・対話的で深い学びの授業改善の起爆剤として、著名な田村教授に海老名市の子どもたちの実態を見ていただいた上での授業づくりをやっていただいています。実施する学校のみならず、市内のほかの学校からも先生が参加されているということで、機運が高まっていると考えております。

○平井委員 田村先生は、海老名市の先生たちの今の指導の状況等をどのように捉えていますか。

○教育支援課長 田村先生にはもうここで5校ほど見ていただいているのですけれども、まずは子どもたちの実態が市内でも大分違うため、その実態に応じた指導をしなければいけないということをご助言いただいています。また、授業の流れ自体については、これからの授業は子どもたちが対話的で、発信するような授業が求められているということで、それについては先生方も大分啓発をされて、そのような授業を心がけるようになってきています。

○伊藤教育長 田村先生は厳しいですよ。この前も、このままだと危ないかもしれないとか、率直に言ったりします。最初に南部の小学校に行ったとき、田村先生は、授業以前に子どもたち1人1人を大切にしていないと言いました。要するに教室環境、ごみか何かがそこら辺に落ちているとかなんかと言うのですよ。こんなところでは子どもたちは集中して授業ができないから、本当にもとのもとのから。だから、本来の主体的・対話的で深い学びというのは今までもそうなのだけれども、それがベースになって先生は授業をしているのだけれども、本当に全員の子を丁寧には見ていないと言われてまして、結構厳しいです。

だから、誰かが授業提案するのだけれども、みんな一生懸命準備するのでいい授業なのだけれども、じゃ、もっとこれをよりよくするときにはどこを変えたらいいか、みんなで話し合おうというスタンスで取り組んでいます。

○酒井委員 田村先生は中学校には行っていただけののですか。

○伊藤教育長 中学校は今年から行きます。

○酒井委員 小学校に行かれていますのは何回もお話し伺って、少しずつしみ込んでいくのかなとは思いますが、ぜひ中学校もご指導いただきたいですね。

○伊藤教育長 実を言うと、高校は大学受験があるから、案外力が入っていて、大学受験が変わったので、かなり授業を改善しないと喫緊の課題に対応できないのだけれども、小中学校はというと、中学校は旧態依然とした学習形態が多いですね。だから、そういう意味でも、今年中学校に入ってもらって、来年も中学校でやってもらって授業改善が良いのかなと思っています。

○酒井委員 英語で授業をしていくとかというふうな流れがあって、授業改善はこの先必要なのだと思いますので、よろしくお願いします。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 次は、ふだんから皆さんに言っていることです。2番「海老名で教育を受けさせたい」という声が出るためということで、上段はいろいろと書いてあるのですが、下段の黒点で、他市や海老名市の人たちに、「海老名は、学校の教室や廊下がきれいで、安全なんだって」と思われると。でも、教室や廊下がきれいかというと、結構年数があって、廊下もだいぶ傷んでいたりするのだけれども、そう思われるようにしていきたい。次は、「海老名は、子どもに寄り添い授業がうまい先生が多いんだって」と思われる。先生たちの質が高いのだと思われたり、「海老名は、学校だけでなく地域の教育活動が盛なんだって」と思われたり、「海老名は、学校のかかるお金の補助がいっぱいあるんだって」など、このように海老名市が思われるような学校をつくること。そして、海老名で教育を受けさせたいという声が出るように課題に取り組んでいく、それが私たちの使命だと思っています。そのように思われるように変えていかなければいけないのかなと思っています。それは裏返すと、海老名市全体でもそうなのだけれども、生産人口とか、子どもがいる家庭に市に住んでもらうのがとても大事なことで、地方では、私も田舎に帰ると、車で宮城県を走っていても子どもが歩いていないとか、時々ぽつんとお年寄りが歩いているような、とにかく人がいないところが多いので、そうではなくて、本当に市内中、あらゆるところで子どもたちの声が聞こえてくるようなものを循環でつくっていかなくてはならないなと思っています。少子高齢化の中でも少子に対応できる教育の力は大きいからです。中段に、①、②、③と今も教育委員会が取り組んでいる施策はあるのだけれども、それを実現させて、ほかからとは言わないけれども、今海老名に住んでいる

人たちから、海老名は学校の教室や廊下がきれいで安全だよと自分たちで思えたりするような教育をつくっていかないとはいけません。

今の海老名市は開発して、町並みは良い感じだけれども、その今だからこそ、これだけまちの活気があるときにこのことをしっかりやらないと、その先が継続しないかなと考えていますよということです。議会が終わったので、そろそろ10月から令和2年度予算編成に入ります。私としてはこういう感じで見直して、こういう教育施策をつくっていったらいいのかなと思って、ここに書き出したところでございます。

○酒井委員 他市に住んでいる友人が、近くの中学校にもうすぐエアコンが入るのだと、すごくうれしそうに私に言ってきて、海老名市はみんな入っていると思って。少しずつ実現してきているところもあると思うので、ぜひ歩みをとめることなく。エアコンを導入するときはいろいろご苦労があったと聞きましたけれども、それは確実に海老名の子どもたちの学習環境をよくしてくれているし、彫刻刀とか、柔道着とか、いろいろ先進的なことをしているので、これからもやっていきたいなと思います。

○伊藤教育長 核になるのは、2番目の黒点について、教育支援課長、やっぱり先生たちの力で、いい先生が多いとか、実感してもらえそうな、クラス担任になって、うちの先生はいい先生だなではなくて、隣の先生はいい先生だとか結構言われたりするから、先生たちの力を高めるというのは、根底上、確実に必要なことだよな。

○平井委員 県外にいる人が海老名で家を探していて、共働きなので、できるだけ交通の便がいいところということで、海老名市ですずっと探していたのですね。いろいろなところを見てくださったのですが、結局座間に落ちついてしまいました。教育施策を進めていくのは教育委員会として当たり前ですけれども、やっぱり行政のいろいろなところとかみ合わないと、教育だけがいくら進んでも、そこに引き込むだけの手だてを行政のほうで持たないと、なかなか難しい。海老名には来たいけれども、自分たちの生活の条件がなかなか合わなかったということで、もったいなかったなと思います。これからの生活も含めて、ずっと生活したいなとおっしゃっていたので、いろいろなところを紹介してあげて、こんな地域も、こんな地域もと言ったのですけれども、せっかく海老名という思いを持っていながらも、生活とのマッチができないという部分では、教育だけ頑張ってもというところはありますね。

○伊藤教育長 それはそうですけれども、教育委員会としては、教育だけでもできることを進めていかなければいけないなと私は思っています。

○平井委員 私も思います。すごく思いますけれども、ただ、海老名に住むことを考えるとそこに付随するものが出てくるので、少しもったいなかったなと思いました。

○伊藤教育長 単純に施策上の具体的話で言うと、この職務には6年前ぐらいについたのだけれども、そのとき思ったのは、ビハインドってわかるのですよ。自分で他市の状況もある程度はわかっていますので。そのときの海老名の子育て、教育のビハインドは、学童保育と学校給食だったのです。中学校給食がビハインドでした。

もう1つは、座間市とか綾瀬市が頑張っていて、海老名市がやっていたのは学校図書の関係。学校図書支援員は指定管理者に委託する形で実施することになって大分変わってきました。また、学童保育はかなり盛り返ってきて、今はとても良い感じで整備が進んでいます。

○松樹委員 海老名で教育を受けさせたいというのは、海老名の中にいると、これが当たり前のように感じていますが、私の親族も他市に住んでいて、子育てをしているのですが、海老名市に移りたいなといつも言っているのです。決して他市が良くないと言っているわけではないのです。いろいろな要因があるのだと思いますけれども、子育て世代が海老名に魅力を感じて移り住んで来てくれて、子どもの声が聞こえる環境になっていくのは、私はすごく良いなと思います。

あと平井委員が言っていた、教育は教育で、教育委員会としてももちろん進めるのですけれども、例えばほかの利便性だとか、自然だとか、いろいろなこととリンクをしながら町は発展していきますよね。こちらからもコラボといいますか、教育と絡めて何かができるばいいなと思うのです。どのようなところを伸ばしていくか、どういう特徴をつくっていくかというのはしっかりと見定めていかなければいけないかなと思います。

あと1点、先ほど教育長がおっしゃった、「子どもに寄り添い授業がうまい先生」という部分は、田村先生も入った中でいろいろな授業改善を図ったりしているのですが、現場の先生たちがどう感じて、どう切りかえていくかの話だと思いますので、しっかりと先生たちも認識しながら任に当たっていただきたいなと思います。

○伊藤教育長 そうなのですね。だから、授業をすごく楽しくするとか、別に先生たちにサービス精神を旺盛にしろとは私も言わないのだけれども、20人、30人の子どもたちを教室で預かったら、その子たち1人1人が毎日成長できたりするようなこと、または寂しい思いをする子がないようにすることとか、それぐらいのことは責任を負ってやってくるとありがたいなと思います。教室で授業をしていても、寂しそうな顔をしていたら、

気になってしまって、この子、今日はどうしたんだろうとか思って、どうだったのと声をかけたりする。そういうことが当たり前になってほしい。だから、寄り添うというのは普通に、偉そうな先生ではなくて、子どもたちに寄り添って、授業も一緒に楽しんでつくっていくようなベースを持って、なおかつタブレットはできる、英語は話せるというような、これは望み過ぎかなとも思いますが、そういう人がいるといいなと思っております。

○酒井委員 そうなるためにも、先生にも少し余裕が必要だと思いますので、そこは仕組みを、いかに環境を整えるかだと思います。

○伊藤教育長 環境を整えてもできない人もいれば、忙しい中でもそういうことができる人もいます。だけど、できるだけ先生にも良い環境で働いてもらわないといけないですね。

教育部長、市全体としては、海老名市かがやき持続総合戦略の中でこういう趣旨が入っているのですよね。

○教育部長 まさに今、教育の分野でいろいろお話がありましたけれども、我々、行政職からすると、海老名市では地方創生に合わせて海老名市かがやき持続総合戦略をつくりました。私は当時その所管にいまして、そのときに言われたのは、ほかの市はこれからまちや市が生き残るための戦略を描かなくてははいけない。どちらかという、ほとんどの市は縮小縮小の戦略を描かざるを得ないとのことで、そのときに大学の教授などには、総合戦略の中で成長拡大を描ける市は、今の時代、少なくなっているよと言われていました。ですので、今後のまちづくりを進めていくに当たっては、海老名市でも西口とか、駅間のマンション開発とかが進んでいますし、また、今後、厚木駅の再開発などのまちづくりも進んでいきますので、市全体としてはさまざまな分野において充実を目指すことによって、市外の人には住みたい、海老名に住んでいる人については住み続けたいという思いを持っていただけるように施策を進めていかなくてははいけないなと感じているところです。

○伊藤教育長 西口もそうだけれども、私は、本郷地区の有馬小学校とゼロックスの間の畑は畑でいいのだけれども、あの近辺に家を建てられるようなら、毎日富士山は見えて、朝日が昇るし、そういう中で子育てとかなんかしたら、また違うのだろうなと思うのです。

○海野委員 私は、他市に比べて海老名の環境はすごく整っていると思うのです。知っている方はその情報を知っているのですけれども、まるきり子育てに関係ない世代というか、家庭に子どもがいないところは、ほかのニュースが入ってくると、ほかの市はこんな

に環境がよくなっているのですってねというふうに聞くのです。だから、より多くの人に、海老名は環境がこんなによくなって、子どもたちがこのように支援されていることをもっと知ってもらいたいなどいつも思うので、機会がありましたら、もっと情報を発信していただければ、さらによくなるのではないかなと感じます。

○伊藤教育長 わかりました。

この後、議会が終わったので、来週火曜日から10月なのですけれども、令和2年度の予算編成が始まります。1つの予算編成として、海老名市教育委員会というか、教育部としてこのようなことを進めることによって、ブランドになるような、海老名で教育を受けさせたいと思われるようなものを今後進めてまいりますので、またご助言とか、いろいろな意見をいただきたいと思います。

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第21号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 報告第21号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてでございます。

人事異動につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務に委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

資料をおめくりいただきまして、資料4ページをごらんいただきたいと思います。令和元年9月1日付け人事異動でございます。

まず、課長級といたしまして、シティプロモーション課主幹（兼）広報係長からの異動で、栗本欣幸教育総務課主幹（兼）総務係長の辞令を発令したところでございます。

また、同じく係長級といたしまして、前教育総務課総務係長から教育総務課副主幹として阿部優文副主幹に対して辞令を交付したところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 9月1日の人事異動でございます。シティプロモーション課からの異動ということで、教育委員会の発信力を高めることに期待するところでございます。

これは人事異動ということなので、この報告については承認することでご異議ござい

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第21号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に日程第2、報告第22号、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、報告第22号、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正についてでございます。

本交付要綱につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し一部改正したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましてご説明いたします。資料7ページをごらんいただきたいと思います。今回の一部改正理由につきましては、中学校部活動大会派遣事業におきまして、現行の補助金の限度額では対応できない状況が想定されるため、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱を一部改正し、その対応を図るものでございます。

一部改正内容につきましては、第4条本文に、「ただし、特に市長が認めた場合は、この限りではない。」という一文を追加するものでございます。

資料9ページをごらんいただきたいと思います。資料9ページが交付要綱でございます。まず第2条の補助対象事業について簡単にご説明をさせていただきます。本補助金の対象となる事業については、関東大会以上の大会に出場登録された部活動の選手及び参加するために必要と認められる補助を行う同部活動の登録選手外の選手が対象となります。その大会につきましての要件、「(1)出場させる関東大会等が地区大会（県央大会、北相地区大会等）又は県大会の予選会を経ていること」「(2)関東大会等が県外で開催されること。ただし、第4条に規定する運搬費についてはこの限りではない」、これらがこの補助金の対象となる事業でございます。

9ページの第4条をごらんいただきたいと思います。すけれども、補助金の額といたしまして「補助金の額は、次の各号に掲げる経費の合計額とし、1事業につき1人20,000円以内又は1事業につき1団体250,000円以内のいずれか少ない方の額とし、予算で定める額を限

度とする。」、ここまでが改正前の第4条でございました。今回の改正によりまして、次のただし書き以降を追加しております。「ただし、特に市長が認めた場合は、この限りではない。」ということで、1人2万円以内または1団体25万円以内というのが今までの補助金交付要綱での限度額だったのですけれども、今回第4条でただし書きを加えることによりまして、現行の補助金の限度額では対応できないような事情が生じた場合に、この第4条に基づきまして市長の決裁を経た上で、この予算で定める限度額を超えて支出できるような規定を設けたものでございます。

資料19ページをごらんいただきたいと思います。A4横で新旧対照表がございまして、右側が急で、左側が新でございましてけれども、左側の新をごらんいただきたいと思います。このように第4条で「ただし、特に市長が認めた場合は、この限りではない。」という文言を追加したものです。

なお、附則といたしまして「この要綱は、令和元年9月6日から施行する。」というものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

ご承知のように、台風のとくに海老名中学校は関東大会で茨城に行っていて、帰ることが難しいような状況で、1泊せざるを得ない状況が発生したため、その対応と、今後もそのようなことが起こり得ると想定して今回改正を行ったということです。

○松樹委員 このようなことは今までなかったと思うのですが、緊急時はどうしたのかな。このような想定で文言の追加は確かにしたほうが良いと思いますね。

この議題とずれてしまうかもしれないのですが、実績として、例えば昨年度、どれぐらいの部活動に補助金が支払われたのかというのはデータしてわかりますか。わからなければ後で構わないのですが。

○就職支援課長 昨年度は予算額70万円だったのですけれども、ほぼ同等の額を補助いたしました。

○伊藤教育長 昨年度、市内の部活動は関東大会に結構出場したということですか。

○就職支援課長 はい。

○松樹委員 わかりました。ありがとうございます。

○伊藤教育長 最近の海老名は、今年も結構行っているのですよ。昔は、この地区だと綾

瀬がかなり強かったのですね。綾瀬とか大和。部活という、本当に強かったのですけれども、最近はいろいろな種目で海老名は活躍しています。

○松樹委員 もう1点、今のに関わることではないので申しわけないのですが、対象となる事業なのですが、これを見ていると関東大会とか県大会の予選会を経ていることとあるのですが、例えば県大会の予選がなくて、関東大会へ行くとか、いろいろな事例がこれから出てくるかもしれないと思うのです。今変えてくれと言っているわけではないのですが、いろいろな部活動が出てきていますので、その辺も柔軟に、どういう状況になっていくのか、注視していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○平井委員 今回のように緊急を要した場合の市長が認めたというか、認めてくださらないと出てこないわけなのだけれども、それに対しての手續というか、システムはこれからどのようになっていくのですか。校長が市教育委員会に申請するとか、教育委員会が市長に、という形になっていくと思うのですが、その辺の手續等はどのようになっていくのですか。

○教育部長 今後の手續につきましては、基本的には、従来の個人1人2万円、団体25万円というのは生き続けるわけでありまして、それで支払うことができない不測の事態が生じたような場合には、例えば校長先生から市教育委員会に、こういった事情が生じたので、金銭的に足りないというようなお話があったときに、これはもう本当に児童生徒の安全を確保するためにはやむを得ないものだとすることであれば、市教育委員会で文書決裁をして、市長までその理由を付していくら不足しますというものを起案して、決裁をとった上で支出を行っていくような手續を今後は踏んでいきたいと考えています。

○伊藤教育長 緊急のことなので、日数はかけないつもりです。

○松樹委員 時間の問題がありますものね。

○酒井委員 今回、実際に支出された件は台風とか天候の問題で該当したのですけれども、例えば全国大会が鹿児島でありますとかというときも対応できると考えてもよろしいんでしょうか。

○伊藤教育長 今の時点でも対応できるのだけれども、そうなると、予算額もありますので、その分、例えば海老名の全ての部活が全国大会へ行っても補助の対象にならない可能性もある。補正予算をとって対応しなければいけないということで、今回の緊急の場合とはまたちょっと違う。だから、いろいろな全国大会に行ったとしても、それはそれで、この要綱の中で、予算の範囲内だと書いてないかな。

○**教育部長** 書いてあります。4条で「予算で定める額を限度とする。」という記載があります。

○**伊藤教育長** だから、2万円等の限度額がありますけれども、大卒の限度、例えば対象者40名で予算を組んだのだけれども、80名出場したり、また、すごく遠くに行ったというような場合、どこまで補正予算で対応するかという話になります。

○**教育部長** 予算を超えるような支出が見込まれるときには、予算を増額した上で交付決定を行いますので、その増額した予算の範囲内の交付の決定となります。予算の範囲内とはいえ、絶対に予算を超える支出ができないかという、やはり補正予算などで予算を増やした上で対応していくような形になります。

○**伊藤教育長** 鹿児島で大会があれば、補正予算をとって、鹿児島に行ってもらおうということです。

今までだと、例えば海西中のバスケットボール部が1回、鳥取の全国大会に行きました。子どもたちがそれぞれ活躍してくれて、結果補助金を出すということはありがたいことですので。

○**酒井委員** お金の心配なく大会に参加できるようになるといいなと思います。

○**伊藤教育長** それでは、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**伊藤教育長** これも報告ということで、9月6日付でもう要綱は変更しておりますのでご了承ください。

それでは、報告第22号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**伊藤教育長** ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第22号を承認いたします。

---

○**伊藤教育長** 続きまして、審議事項に入ります。

日程第3、議案第26号、海老名市スクールライフサポート実施要綱及び海老名市要保護者就学援助費支給要綱の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○**教育部長** 議案第26号、海老名市スクールライフサポート実施要綱及び海老名市要保護者就学援助費支給要綱の一部改正についてでございます。こちらにつきまして、別紙のと

おり、一部改正について議決を求めるものでございます。

内容につきましては資料23ページをごらんいただきたいと思います。今回の要綱の改正の内容でございますけれども、まず1点目といたしまして、修学旅行費積立費という項目を新設するものでございます。現状は、修学旅行費につきましては、中学校3年生での認定者に修学旅行実施後に精算払いをしています。しかしながら、(2)課題・懸案事項をごらんいただきたいと思いますのですけれども、8割が2年生中に修学旅行費の積立費として支払っているような現状がございます。このようなことから、2年生ではスクールライフサポートの認定をされていたのですけれども、3年生で認定がされないような場合には、中学3年生で行った修学旅行費に対して支給はされないような状況がございますので、修学旅行費、また、修学旅行の積立費、いずれも保護者が支払った年度の支給基準に基づいて支給の認定を行うことによって、このような齟齬が出ることを防いでいきたいという内容でございます。

続きまして、2点目が支給額の引き上げです。こちらにつきましては要保護者児童生徒援助費補助金の基準額が、国の補助金の基準価格が引き上げとなったことから、海老名市の要綱におきましても支給金額の引き上げを行うものでございます。

改正内容につきましては資料37ページをごらんいただきたいと思います。めくっていただいて、37ページは新旧対照表でして、こちらについてはスクールライフサポートの新旧対照表となります。こちらはスクールライフサポートの新旧対照表でして、右側が旧で、左側が新でございます。こちらの表で、赤字で下線が引いてある部分につきましては改正項目でありまして、まず金額、右の旧に対しまして、新の金額で引き上げを行うというのが1点目でございます。

次に、新の表の中段やや下に修学旅行費積立費という項目がございます。こちらについては、修学旅行の積立費についてもスクールライフサポートの対象とするということで、新たに追加したものでございます。

続きまして、45ページをごらんいただきたいと思います。45ページも新旧対照表で、A4横となっております。こちらにつきましては新旧対照表の旧と新を見比べていただきますと、市長と教育委員会との権限を踏まえた上で、旧のほうでは「交付」となっていたところを「支給」と直し、「決定」としていた文言について「認定」と語句の修正を行うものでございます。「交付の決定」を「支給の認定」として改めるものでございます。

また、第3条といたしまして、修学旅行費の上限額につきましては、小学校については

「22,490円」から「22,670円」に引き上げて、中学校につきましても同様に「57,590円」から「60,300円」と引き上げるものでございます。

なお、いずれの要綱につきましても令和元年10月1日から施行し、平成31年4月1日、今年の4月1日から適用させるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○伊藤教育長 それでは、説明に対して、質問、ご意見がありましたらお願いします。

○酒井委員 37ページの表で見て、修学旅行費と修学旅行積立費と2つの費目に分けて支給するようにするという仕組みはよくわかったのですが、前年度に修学旅行積立費を受け取っている場合は、翌年度に修学旅行費を受け取れないという規定はどこかにありますか。38ページの※8の注意書きを見てみても、これだと前年度に受けている人は支給しませんよという要件にはならないのではないかと思います。どこかに書いてあるのかもしれないのですけれども。

○教育部長 修学旅行積立費で支給を受けた方については、中学校3年生のときに修学旅行費を払うことがないので、その対象とはならない。いわゆる保護者の方が修学旅行費、もしくは修学旅行積立費として支払った年度の認定基準に基づいて支給を受けることになりますので、中学校2年生で修学旅行積立費を払った方については中学校3年生で修学旅行費を払うことがないので、3年生では認定の対象とならないというような形になります。

○酒井委員 それは、2年生で払うのか、3年生で払うのかというのは、申請のときに、うちは2年生だから、今年、もう払ってしまいますよとかということを申請書に記載することですか。全体の費目をまとめてスクールライフサポートに申し込みますというのではなくて、修学旅行費を申し込みますというように費目ごとに申請をするようになっているのですか。

○就学支援課長 少し整理をしていかなければいけないですけれども、今、教育部長が言ったとおり、スクールライフサポートに申請していただいている方は2年生時点で修学旅行積立費を払ってもらおうように考えております。今年度、修学旅行費という費目が残っているのは、今年度3年生、現3年生で修学旅行積立費を払っていない方は精算払いとなりますので、その費目が残る形になります。また、少し検討を始めていることとして、当日にかかる見学科など、生徒が直接支払う部分についてはどうしていこうかという整理をしています。

○酒井委員 グループ活動とかで支出する分をということでしょうか。それももちろん検討していただくと良いと思うのですが、この要綱を見ると、3年生のときは3年生で別途認定を行うのに、前年度に受けている場合は、対象にはなりませんという文言を入れておかないと、申請した人が、もらえると書いてあるではないですかと主張してトラブルにならないかが心配です。

○伊藤教育長 単純に、修学旅行費について、積み立てで支払ったものについては、2度は払いませんよとかなんかの文言がどこかにあればということですね。もう大前提として修学旅行費は1回の支給であるということであれば、積み立てで支給する場合もあるし、ひょっとしたら積み立てしていなくて、例えば3年生のときに自分は転校してきて、急に支払うとなったときに、就学援助の対象の子が引っ越してきたら、その子は逆に言うと3年生時点だけではないですか。そうしたら、その子には3年生でも支払わなければいけないので、いろいろなケースがある。ただ、その文言に対して、担当としては2度払う仕組みにはなっていないという大前提でやっていますので。

○酒井委員 3年生のときに初めて認定されるご家庭もありますよね。

○伊藤教育長 あるにはあります。でも、2年生のときに認定して支払っていると、もちろん対象にならない。逆に言うと、2年生のときに対象であって、3年生になって対象にならなくなったからそれを返還してくださいとも言いません。欠席とかなんかは別だけれども、要するに事案が発生したときに対象であったかどうかということです。

○酒井委員 支払いを行うときにということですね。

○伊藤教育長 そうそう。

○酒井委員 支払い主義なのはわかるのですが、これだとちょっとわかりにくいのかなと思うので、どうでしょうか。

○教育部長 基本、それ以外の項目についても、保護者が支払ったものに対してスクールライフサポートで補助していくような形になりますので、考え方としてはほかの項目と同じなのかなと思うのです。

○伊藤教育長 学年が違うから、ダブることは今回ないけれども、次年度以降、積み立てを完全に今年度やってしまった人が、来年度になっても読み違えて、今年の補助はないのかということも、ほとんどあり得ないことだとは思いますが、そういう意味で文言を整理する必要がある。要するに支給については、1度支給したものは、学年が違っても同じ費目に対しては1回しか支給できませんよとかなんとかということで、必要なら考え

てください。要綱の中で読み込めればいいのだけれども。1回支給されたものについては2度できないとか。今、新しく積立金のほうも入れものだから、修学旅行については積み立てでの支払いと本番での修学旅行費の支払いの両方載っているから心配があるということですよ。

○酒井委員 2回目は払いませんよという根拠がないように思っています。

○伊藤教育長 大前提として、担当としては払わない仕組みになっているとのことですが。

○酒井委員 そういう人はあまりいないと思いますけれども、やっぱり書類での手続きですので、こう書いてあるからだめですよというふうには言えないと、困った人がいたりするかもしれません。

○伊藤教育長 それがどこかで読み込めるかどうか。そのことについては、そういう意見があったということで今後対応を検討させていただくということ。

就学支援係長、例えば今年の中学校3年生の修学旅行費の補助対象は何人ぐらいですか。

○就学支援係長 約140名です。

○伊藤教育長 140名に支払う。

○就学支援係長 はい。

○伊藤教育長 ちなみに修学旅行積立費を支払う中学校2年生の人数は。

○就学支援係長 約130名です。

○伊藤教育長 140名ぐらいの方々一人ひとりに修学旅行費を6万円支払う。どこの学校もこの金額が上限ですか。

○就学支援課長 上限です。

○伊藤教育長 それで、確実にカバーできるということですか。

○就学支援課長 おおむねカバーできていると考えています。

○伊藤教育長 小学校は今年上限が21,670円でカバーできているのですね。

○就学支援課長 今年、柏ヶ谷中学校は飛行機を使っているのですが、そこが微妙ですけども。

○伊藤教育長 飛行機だって、団体なら今はそんなに高くないよね。

○酒井委員 団体も高いです。

○松樹委員 あまり個人と変わらないと思います。逆に往復割引を使わない片道だけと

か、そういう選択もあるのかもしれないですね。

○伊藤教育長 これで見ると、生活保護基準をもとに上限を設定したけれども、それを超えて保護者の方が支払わなければいけないようにならないと良いのですが。

○教育部長 大丈夫です。

○伊藤教育長 今年は大丈夫なの。

○教育部長 はい。

○伊藤教育長 大丈夫だそうです。

でも、修学旅行って、私たちのころは、こういう制度がなかった。

○海野委員 親も大変でしたね。

○伊藤教育長 大変でしたね。だから、親は頑張ってお金を貯めて、行かせてくれたんだらうなど今しみじみ思っています。6万円って大きいよね。

○松樹委員 大きいです。

○伊藤教育長 働いて、給料から6万円出さなければいけないのはとても大きなことだと思います。

○海野委員 1万5000円援助していただだけでも随分助かると思いますよ。

○伊藤教育長 そうですよ。

国の生活保護基準は毎年度上がる傾向がありますけれども、担当としては、それが上がったなら、スクールライフサポートの援助額も上げようと思っているのですか。生活保護基準額が今後毎年度上がってくるとして、それに対して、担当としては、生活保護基準が上がったら、スクールライフサポートの基準も毎年度上げたいと考えているのですか。

○就学支援係長 基準の範囲で上げていくと考えています。

○伊藤教育長 でも、これは実を言うと、生活保護は国費が入っているのだろうけれども、スクールライフサポートは市費なので、その基準は市で決めていいのですよね。補助金が入っていないから。でも、担当は国に準じて上げていきたいということですので。

○就学支援係長 あくまで基準に沿う形で、と考えております。

○松樹委員 9月の臨時会で出たときもちょっとお話ししましたがけれども、実質2年生のときに積み立てるとか、一括で払ったり、3年生に入ってから、多分5月、6月で修学旅行という形ですので、4月に入ってから急に1カ月で6万円用意してくださいというのは難しい方ももちろんいらっしゃいます。こうやって必要なタイミングでいただけるのであれば、保護者の方も安心なのだと思います。

1点聞きたいのですが、実費額となっている、通学費を実際にお支払いというか、支援している方はどれぐらいいらっしゃるのですか。

○伊藤教育長 修学旅行費ではなくて、スクールライフサポートのメニューの中の通学費さっきあったでしょう。その中で対象となっている子どもたちはいるのですか。

○就学支援課長 今その人数とかはすぐにはお伝えできないので、後で確認してお伝えしますけれども、例えば区域外就学をしていて、電車を使って通学する方の定期代等で援助しております。

○松樹委員 わかりました。

○酒井委員 ちょっと違うけれども、よろしいですか。新入学児童生徒学用品費等というのは、小学校が約5万円、中学校が約6万円で、中学校のほうがお金がかかっています。今回の議題とは関係ないのですけれども、実際どのように支出されているのか等の調査はされていらっしゃるんですよね。

○就学支援課長 中学生は制服、小学生はランドセルが結構高いのです。

○伊藤教育長 今の質問は、例えば中学校でやると、事前にうちが対象者に6万3600円支払うわけではないですか。それをどのような項目にお使いになられたかの用途についての調査はしていますかということ。

○就学支援係長 特に領収書等の提出は求めていません。

○伊藤教育長 調査はしていないということですね。

○酒井委員 制服は確かにお金もかかるし、ランドセルもすごくいいお値段のものもありますけれども、買う場所を選べば2万円しないで、ちゃんとしたいいい品質のものも売っているし、制服もお下がりでもらっていますという方も結構いらっしゃいます。事務的に手間はかかるかと思えますけれども、どのような用途で使っているのか、領収書を添付して提出してもらうぐらいのことはお願いしてもいいのではないかなと思うのです。

○伊藤教育長 ほかのものに対してもそうですが、そのようなことを条件にするのは制度上できません。ですが、アンケートか何かでご協力していただいて、情報を得ることはできます。実を言うと、これは何げなくつくっているのではなくて、これも生活保護の国基準があります。それに対しての割合でとっているので、生活保護を受けることに対して国で定めている基準額があって、それに対応して、生活保護の対象者の1.4倍の対象者に対してはその基準に対してのお金を払うということなのです。6万3600円と5万480円、酒井委員は、小学校はこんなに使わないねとか言うけれども、これは国の基準額に沿ってや

っていることで、市で独自に定めていることではありません。なので、領収書を添付することを条件にするのはちょっと難しいですね。だから、やったものに対してどのようなものに使われましたかということに対してアンケートをとって、それを今後の検討材料にすることは可能だと思います。それについては検討してみてください。どのようなことでお使いになりましたかと。

○**就学支援係長** 新入学用品につきましては、国の基準の8割ということでスクールライフサポートのほうは定めております。

○**海野委員** 私だけが知らないのかもしれないのですが、「保護者は旅行者へ一括払い」とあるのですが、これはどういう仕組みになっているのですか。修学旅行費を業者へ一括払い、業者へお支払するというのは学校を経由しないということですか。

○**伊藤教育長** そうです。

○**海野委員** 業者に払い込むということですね。

○**伊藤教育長** そうです。だから、修学旅行費の分については業者への支払いの契約みたいなことになっているのです。ただ、準要保護の子どもたちの分は市で業者に対して支払うということですので、積み立て。だから、学校ではなくて、業者がこういう振り込みで、何回で支払いますか、一括にしますかと。一括にするとこの金額になりますよ、何回払いだとこの金額になりますよという案内を対象者の保護者に配って、それに保護者が対応するということです。もちろんそれに対して、支払うこと自体も難しい方々については学校で相談を受けて、また学校が業者と話をしながらやる場合もあります。公的な学校教育活動ですので、行けないということを認めることができないというか、授業として行っていることなので、支払いが厳しいとなったときには学校も最後はかかわらざるを得ないことになります。だから、教育の機会均等という大前提が憲法にあって、お金がないから教育の機会を奪われることはあってはならないことなので、それに対応してということですね。

○**海野委員** 対象者ではなくて、スクールライフサポートを受けていらない方で、修学旅行の費用がちょっとという方もいらっしゃるかもしれませんよね。そういう方は学校に相談してということになるということですね。

○**伊藤教育長** そういうことになります。または、どうかしてご家庭の方で用意していただく、またちょっと違った意味で負担を負うということは、ケースとしてはあります。

○海野委員 あると思いますね。金額が大きいですものね。

○伊藤教育長 そうです。

○海野委員 わかりました。ありがとうございます。

○伊藤教育長 ただ、猶予はありますので、すぐに払え、明日振り込めということは絶対にありません。

○松樹委員 関連して、24ページの国の基準というか、限度額と予算単価で出ている部分について教えていただきたいのですが、7番までは良いのですが、8番のクラブ活動費。また、9番、10番、11番。特にひっかかったのは、9番の生徒会費というのは海老名では払っていないというか、メニューにないですよ。払ったほうが良いとか、いけないとかいうことではなくて、実際に、9番、10番、11番に関して、海老名市と同じようなシステムで援助をしている市町村というのはあるのか、どうなのかというのはどこかで調べられたりしますか。

○伊藤教育長 今は多分情報を持っていないと思うけれども、調べることはできそうですよね。生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等を準要保護の対象にしているかどうかということについて資料を持っていますかという質問です。

○松樹委員 お忙しいのは重々承知なのですが、お時間があればちょっと調べてみてもらいたいです。私が思ったのは、生徒会費に関しては必ず徴収をされると思います。PTA会費については任意ですけれども、生徒会費については必ず徴収しているかと思うのです。もしほかのところでサポートしているとか、そういうところが結構あるのであれば、またちょっと教えていただければと思います。今でなくて構いませんので、よろしく願いします。

○酒井委員 生徒会費って小学校でありますか。

○伊藤教育長 ないです。

○酒井委員 ないですよ。中学校ですよ。

○伊藤教育長 準要保護というか、スクールライフサポートの対象、他市でそれをどこまでしているかということは情報を調べてみてください。いいですか。

○松樹委員 すみません、よろしく願いします。

○伊藤教育長 今回は基準単価を生活保護基準が引き上げられたのに合わせたのと、修学旅行については2年生時点の積み立ての支払いも可能にしたという改正です。それで要綱を一部改正したいということです。

○平井委員 私が現場にいたときよりも年々いい状況になってきているのだらうなと思います。国基準に合わせて市でも予算を組まなければいけないけれども、そういう中で子どもたちが充実した学校生活を送れています。先ほどの新入学用品費もありましたけれども、子どもたちみんなを同じような環境で学ばせてあげたいという思いは誰もが持っているのですね。だんだんとそれが充足されてきているのではないかなと思います。

○伊藤教育長 それでは、ほかにご質問等もないようですので、議案第26号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第26号を原案のとおり可決いたします。

.....

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会9月定例会を閉会いたします。